「はたらく」をつくる。みんなでつくる

労働者協同組合法って？

「労働者協同組合法」は、多様な働き方をしながら、地域の課題に取り組むための新たな選択肢の一つとして2022年10月1日から設立できるようになった法人制度**「労働者協同組合」**について定めた法律です。

労働者協同組合とは

労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織による法人制度です。

我が国では、少子高齢化が進む中、人口が減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなどの幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手づくりに貢献することが期待されています。

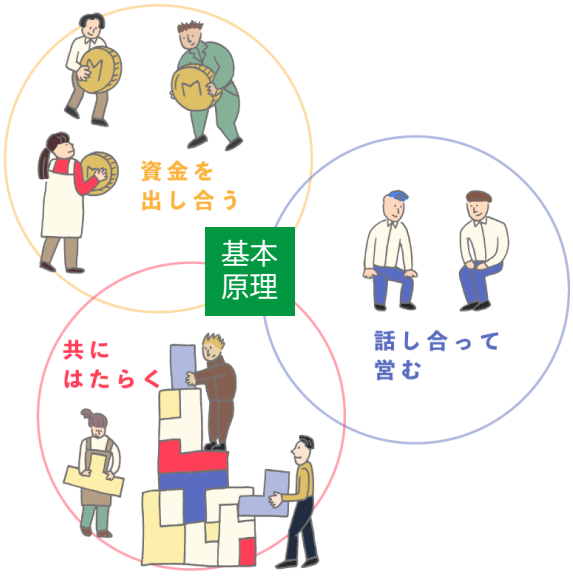

基本原理

- 組合員が出資すること
- その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- 組合員が組合の行う事業に従事すること

主なポイント

1. 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。
2. 設立には3人以上の発起人が必要です。
3. 組合は組合員との間で労働契約を締結します。
4. 出資配当は認められません。
5. 都道府県知事による監督を受けます。

厚生労働省　知りたい！労働者協同組合法

相談窓口では、労働者協同組合の制度や設立に関するご相談を受け付けています。

フリーダイヤル　0120-237-297（受付時間　平日　9:00～17:00）

厚生労働省 webサイト
都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合

特設サイト
知りたい！労働者協同組合法

知りたい！労働者協同組合法

このチラシは、厚生労働省ホームページ『知りたい！労働者協同組合法』の掲載内容を元につくば市市民活動課が引用・加工して作成したものです。

R5年2月